**歳入確保に向けたインセンティブの拡充及び区長重点施策経費について**

○歳入確保に向けたインセンティブの拡充について

　未利用地売却促進インセンティブに関して、現行、局側にしかないインセンティブを、区長の努力により売却が図られたものについて、

資料１－７

区長へのインセンティブが働くよう、その割合などを検討中である。

　また、未利用地の有効活用によるインセンティブや、広告収入、庁舎の目的外使用料などの税外収入確保できたものについても各区長の

努力が財源に反映される仕組みを検討中である。

○区長重点施策経費について

　区長が特色ある区政運営を行うための一定の政策枠の検討を行っている。区長重点施策経費の検討に関しては、3つの考え方に整理した。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 財源の使途の考え方 | メリット | デメリット |
| 案１ | 区ＣＭ及び区長自由予算経費と区別することなく、区長自由予算と合わせて自由にこの財源を使用することができる。 | 区長自由予算の額が増える自由な予算編成が可能 | 予算のメリハリ、他の予算区分との区別が不明確になる |
| 案２ | 市長が指定する施策目的の範囲において、区ＣＭ及び区長自由予算経費とあわせて、この財源を使用することができる。 | 区長が取り組む区独自の施策と市長が取り組む全市的な施策が合わさり、より施策効果が高まる | 区長の自由度が一定制限される |
| 案３ | 市長が指定する施策目的の範囲において、この財源を使用することができる。ただし、他の事業経費と組み合わせることはできない。 | 重点施策経費としての性格がより鮮明になる | 予算額に限度がある区長の自由度が制限される |